

バイオスティミュラントに係る意見交換会（第2回） 議事概要

1. 開催日時及び場所

日時：令和7年2月19日（水） 15:00～17:10

場所：農林水産省 消費・安全局 第1会議室

2. 出席委員（敬称略）

大堂由紀子、梶田信明、青山良一（小宮山鉄兵委員代理）、手塚博志、鳴坂義弘、森宗孝介、鈴木基史（委員以外の関係者）

3. 会議の概要

- 事務局から「意見交換会（第1回）での御意見等」（資料4）について説明した後、同意見等を踏まえて作成した「バイオスティミュラントの表示等に係るガイドライン（案）」（資料5）を提示し、意見交換を行った。
- 委員からの主な御意見は以下のとおり。

<1. 目的>

- ・ 案の記載に賛同。「非生物学的ストレスを農作物が受ける前に」が冒頭に記載されていることは適切。【大堂委員】
- ・ 製造者団体の考えと一致しているためおおむね賛同。農作物が非生物学的ストレスを受けてから施用するBSもあるので使用時期を限定する必要はないのでは。【梶田委員、鈴木理事】
- ・ 使用時期を限定すると事後にBSを処理するという指導がやりづらくなる。【森宗委員】
- ・ 循環型農法や循環型社会、自然現象への対応等、みどり戦略の本筋からそれないように、BSを活かしてほしい。【手塚委員】

<2. バイオスティミュラントの定義>

- ・ 欧米諸国の見解として、バイオスティミュラントは、原料成分ではなく、正しい効果を証明することが必要とされている。欧米ではBSの用語定義の中に原料は記載されていない。【大堂委員】
- ・ 定義をわかりやすくするためには、実態を表す名詞があったほうがよい。【鈴木理事】
- ・ 実態を踏まえると「物質、微生物」の記載に違和感はない。BSの定義は働きに重きを置くべきという他委員の発言には賛同。【森宗委員】
- ・ 原料を列挙せず「補助する資材」と記載を変更したらどうか。【鳴坂委員】
- ・ 将来的に、天然に存在しないような化学合成された物質を原料とする資材が出てくる可能性があるので、それがガイドラインの対象に含まれるかが分かりやすい方がよい。【森宗委員】
- ・ 品質又は収量が「向上」するだけがBSの効果ではない。予想されていた収量を維持することも効果である。【鳴坂委員】

<3. 効果・使用に係る表示>

- ・ 「効果」にはBSが植物に刺激を与えることと、植物が刺激を受けてストレス耐性を獲得するなどの反応とがあり、どれを指すのかによって受け取り方が変わるおそれがあるので、Q&Aなどで補足説明してほしい。【大堂委員】
- ・ 農業者としては品質や収量が向上するかが「効果」である。【手塚委員】

- ・ ストレス耐性の獲得もその結果としての品質向上等も、どちらも合わせて「効果」なのではないか。【青山委員代理】
- ・ B Sは専門的な知識が必要になるため、使用法を誤ってしまう懸念がある。B Sについて使用者に助言できる人材の育成も重要。【手塚委員】
- ・ B Sと植調剤との違いは、製造者も農業者も理解しておらず、分かりにくいので、Q & Aなどで丁寧に説明してほしい。【鳴坂委員】

＜ 3. 安全性の確認＞

- ・ 製品を用いたヒトへの安全性について、どのような試験を行えばよいのか、Q & Aなどで具体的な安全性試験の例を示してもらいたい。【森宗委員】

＜ 4. 情報収集と活用＞

- ・ 原材料の名称や含有割合を示すことは事業者が難色を示すのではないか。【森宗委員】
- ・ 事業者側としても、何らかのデータを示さなければならないという考えは同意する。
【梶田委員】
- ・ 将来的には、届出制にして含有成分等の情報を当局に提出させる必要も出てくるのではないか。【森宗委員】